

令和 5 年

第 3 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第3回 大洗町農業委員会総会議事録

令和5年3月27日（月） 午後3時30分

令和5年3月27日大洗町農業委員会が大洗町役場3階会議室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

- 議案第4号 大洗町農業委員会を実施機関とする大洗町個人情報保護条例施行規程を廃止する規程について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用配分及び集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について
- 議案第8号 農地法第5条の規定による許可について
- 出席委員 1番 大貫善之 2番 藤沼洋一
3番 米川政宏 4番 勝村勝一
6番 今村和章 7番 関甚
8番 小沼正男
- 欠席委員 5番 和田淳也

本日の会議の書記は次のとおりである。

中崎亮二、藤沼佑介、石井康之

会長は午後3時30分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 1番大貫委員、2番藤沼委員、7番関委員の各委員を指名する。

議長 議事に入ります。議案第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号について、ご説明します。大洗町農業委員会が管理する個人情報は、大洗町個人情報保護条例により定められておりました。この度、国の「個人情報保護に関する法律」の改正により、包括的に保護されることになり、従来の大洗町個人情報保護条例が令和5年3月31日に廃止となるため、本規程を廃止するものです。

- 議長 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
事務局 長 この規定が廃止されることによる事務手続き上の影響はあるのか。
議長 長 ないです。
委員 長 その他に何かご意見はございますか。
議長 長 [異議なしの声あり]
議長 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 事務局 長 続いて議案第5号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
議長 長 [議案第5号を別紙をもとに説明]
委員 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
議長 長 [異議なしの声あり]
議長 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 事務局 長 続いて議案第6号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
議長 長 [議案第6号を別紙をもとに説明]
委員 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
議長 長 [異議なしの声あり]
議長 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 事務局 長 続いて議案第7号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
議長 長 [議案第7号を別紙をもとに説明]
議長 長 本案につきましては、現地確認を行っておりますので、2番委員より報告をお願いします。
- 2番 議長 議案第7号について報告します。去る3月22日に農業委員2名、事務局2名と申請人立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は大洗南小学校付近にある畑です。申請地はこれまで、譲受人が管理人となっておりましたが、農業経営の安定を図るために今回の申請に至りました。周辺農地を含めて既に畑地となっていることから許可相当であると見込まれます。
議長 長 周辺は住宅地であり、隣接地や周辺には影響がないため、本申請は妥当であると見込まれます。皆様のご審議をお願いします。
- 委員 長 本案について、何かご意見はございますか。
議長 長 [異議なしの声あり]
議長 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 事務局 長 続いて議案第8号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
議長 長 [議案第8号を別紙をもとに説明]
議長 長 本案につきましては、現地確認を行っておりますので、2番委員より報告をお願いします。
- 2番 議長 議案第8号について報告します。去る3月22日に農業委員2名、事務局2名と申請人立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は向谷原地区の集落

付近にある田で現況は雑種地となっており、以前より譲受人と譲渡人で貸借関係を結んでいたとのこと。本申請地は向谷原地区の圃場へのアクセスがよく、譲受人が向谷原地区の担い手であるため、今後の農作業の効率を高めるために申請に至ったとのこと。皆様のご審議をお願いします。

議長 本案について、何かご意見はございますか。
6番 申請地周辺の現況を教えてください。
事務局 住宅地となっております。
6番 申請地は登記地目が田となっているが、周辺地もそうなのか。
事務局 隣接地の宅地を確認しましたが、分筆されているので周辺地の地目は宅地となっていると思われます。
議長 その他に何かご意見はございますか。
委員 [異議なしの声あり]
議長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後4時20分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和5年3月27日

議長

委員

委員

委員